

豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月

豊明市

1 公募型プロポーザル概要

(1) 名称

豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託

(2) 主催者

愛知県豊明市

(3) 選定方法

公募型プロポーザル

(4) 選定概要

ア 一次審査

書類審査

イ 二次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、選定する。

(5) プロポーザル実施スケジュール

※受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行いません。

	項目	日程
1	場内見学会参加申込	令和2年8月5日(水)まで (午後5時まで)
2	場内見学	令和2年8月11日(火) 令和2年8月12日(水)
3	実施要領等に関する質問受付日	令和2年8月21日(金)まで (午後5時まで)
4	実施要領等に関する質問回答日	令和2年8月31日(月) (午後5時まで)
5	企画提案書類の提出期限	令和2年9月14日(月) (午前9時から午後5時まで)
6	第一次審査に関する結果の通知	令和2年9月下旬
7	第二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング審査)	令和2年10月16日(金)
8	第二次審査の結果通知・公表	令和2年10月下旬
9	契約締結	令和2年11月中旬
10	委託業務開始準備	契約締結後から

1 1	業務開始	令和3年8月1日(日)
-----	------	-------------

(6) プロポーザル実施要領等の交付

本委託業務に関するプロポーザル実施要領等は、豊明市ホームページからダウンロードすること。

2 委託業務概要

(1) 業務内容

- ア 豊明市立学校給食センター栄調理場での学校給食の調理業務
- イ 配缶及び配送準備業務
 - 配送、食器等回収は別業者に委託
- ウ 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務
- エ 残菜等の計量、処理・運搬
- オ 調理施設、設備の清掃及び日常点検業務
- カ 上記に付帯するその他必要な業務

詳細は、別紙「豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託要求水準書」のとおり。また、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等を委託者と協議し実施すること。委託業務開始に向けた準備、トレーニング等に係る費用は、受託者の負担とする。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年7月31日まで

ただし、業務履行期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までとし、令和3年7月31日までの間は習熟訓練等の準備期間とする。

(3) 委託料の上限概算額

3年間の委託料及び年度ごとの委託料上限概算額は次のとおりとする。

委託年度	委託上限概算額
令和3年度	52,000,000円
令和4年度	78,000,000円
令和5年度	78,000,000円
令和6年度	26,000,000円
合計	234,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む)

3 資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、豊明市の入札参加資格を有し、物品の納入等の区分において、本市に「学校給食(調理員派遣)」の取扱内容(小分類)の登録のあるもので、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定にいずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の調理業務について、過去3年以内に1施設の調理食数が、1日当たり2,500食以上の業務履行実績を有していること。
- (4) 過去3年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第230号）に基づく営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (5) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している又は加入することが可能な者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 別紙「豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託要求水準書」の履行が可能であること。

※ 資格の基準日

資格の基準日は、企画提案書の提出日とする。ただし、資格確認後から審査結果の決定日までに事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

4 提案書提出にかかる事項

- (1) 実施要領等の承諾
提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 費用の負担
応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 著作権
応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則とし

て、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類については、内容を変更できないものとし、返却をしない。

イ 豊明市情報公開条例（平成13年12月26日条例第29号）の規定による公開請求により公開する場合がある。

(5) 資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この応募に係る検討の目的であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止する。

(6) 実施要領等に関する質問の受付等

実施要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。また、回答は応募事業者全てに通知することによって行う。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ア 質問の提出方法

質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

また、必ず電話にて質問を提出した旨の連絡をすること。

電話番号0562-97-3901

イ 受付日時

令和2年8月21日（金）午後5時まで

ウ 回答期日

令和2年8月31日（月）午後5時まで

エ Eメールアドレス

kyushoku@city.toyoake.lg.jp

(7) 提案書の提出

応募事業者は、次の要領により提出する。

ア 提出期間

令和2年9月14日（月）までの午前9時から午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時までは除く。

イ 提出書類

(ア) 提案書（様式第3号～12号）・・・7部

(イ) 様式第4号に添付する書類・・・各1部

ウ 提出先

〒470-1161 愛知県豊明市栄町殿ノ山72番地1

豊明市立学校給食センター 栄調理場

電話 0562-97-3901

エ 提出方法

(ア) 直接持参とする。それ以外の方法による提出は認めない。

(イ) 提案書の様式

a A4版用紙、縦長横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

b A4版用紙は、片面で1ページとし、両面印刷の場合は2ページと数えること。

(ウ) 失格となる提案書

a 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

c 虚偽の内容が記載されているもの。

(エ) 見積書（様式第12号）

a 見積額は、毎年度ごとに記載すること。

b 見積書に年度ごとの詳細な積算内訳書を添付すること。

c 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印とする。

d 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。

e 見積書に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

(8) 場内見学

ア 場内見学に参加する者は、場内見学会参加申込書（様式第1号）を令和2年8月5日（水）午後5時までに提出すること。

場内見学は応募事業者それぞれ個別に行い、所要時間40分以内とする。実施日時については場内見学会参加申込書に記載されたメールアドレスに、Eメールで通知する。日時の決定は、参加申込書の受付順とする。豊明市からの日時の通知については、Eメール受領の確認をEメールにより通知すること。

場内見学会に参加する者は、3人までとし、検便の検査証明を当日持参すること。

イ 日時

令和2年8月11日（火）の午前9時から午後5時まで

令和2年8月12日（水）の午前9時から午後5時まで

ウ 場所

豊明市立学校給食センター 栄調理場

愛知県豊明市栄町殿ノ山72番地1

エ 留意事項

現場見学会では、質問の受付をしない。質問がある場合は、質問票（様式第2号）により、質問すること。

(9) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 日時及び場所

令和2年10月16日（金）に行う。時間及び場所は第1次審査に関する結果通知で通知する。豊明市からの日時の通知については、Eメール受領の確認をEメールにより通知すること。

イ 実施時間

40分程度（説明20分以内、質疑20分程度）

ウ 出席者

3人までとする。

エ 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。（スクリーン、プロジェクター及び延長ケーブルは、本市で準備する。）

オ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

書類の受付順とする。

5 提案書等の審査方法

(1) 選定審査会の設置

豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が選定審査を行う。

(2) 審査の方法

ア 第1次審査

第1次審査は書類審査とし、豊明市立学校給食センター栄調理場調理業務等委託業者選定基準における審査項目及び配点の審査項目1から3

までについて審査を行う。

選定審査会の委員長及び審査員（以下「審査員等」という。）は、評価基準に基づき個別評価を行う。

審査員等の個別評価の順位を点数化し、その合計の高い者から、3者を選定する。ただし、業者が3者に満たない場合又は同得点の業者が3者を超えて存在する場合は、この限りでない。

イ 第2次審査の実施

第1次審査で選定された業者を対象に、審査員等は、評価基準に基づき個別評価を行う。なお、評価項目1から3までについては、第1次審査での評価をもとに、必要に応じ、再評価するものとする。

審査員等の個別評価で最上位に評価した審査員の数が多いものを受託候補者として選定する。

なお、同得点の業者が存在する場合は、選定審査会の委員長が受託候補者を選定する。

ウ 審査結果は、提案書提出事業者すべてに通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

エ 業務実施候補者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った応募事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

6 事務局

〒470-1161

愛知県豊明市栄町殿ノ山72番地1

豊明市立学校給食センター 栄調理場（担当：田口）

電話 0562-97-3901

Eメールアドレス kyusyoku@city.toyoake.lg.jp

7 その他

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。

(2) 事業者の失格について

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア この通知後、審査会委員と本業務に関する接触を求めた者。

イ 評価基準において見積金額が「2 委託業務概要(3) 委託料の上限概

算額」に定める予定価格を超える者。

- (3) 本プロポーザルは、令和3年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものである。このため、本業務に係る令和3年度予算が成立した場合に、審査により選定した契約候補者と契約を締結する。予算が成立しなかった場合には、契約は締結しない。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は、一切行わない。